

し、心付不申候やきしほも心付申候。か様に經義を味ふも、心上において色々々に其義理を玩味すれば、無量の味ども出申候。聖人の書とて敬慕仕迄にて、飾りものゝいたし置候ては、何の味の出来可申候や。同上

一、鳩巢先生仲秋の一絶

今茲仲秋、朝より風雨蕭々として頗る騒客の愁を添ふ。自白石丈人、鳩巢先生へ被申候は、とても無月の儀たるべく候間、晝の内各可有宴集との儀也。可有來話との儀に候所、雨中難歩行の旨斷に被及候。然所駕籠にて可有御出候とて、迎に昇者數人被差越候。先生不取敢一絶を被賦候。

戲簡奉謝并白石仲秋日監輿迎

積雨中秋暗碧林。 籃輿迎我散幽襟。

不嫌來往乘人駕。 爲是君家見愛深。

一、寺西若狹愛妾の自殺に檢使を受けず
寺西宗寬はじめ若狹といひし時、其愛妾自殺せし事あり。其趣執政中へ申達候所、檢使を以て可相改よし、奥村河内被申付候。若狹檢使を受不申候に付、御大法に候條、達て可差遣候。もし其上にも受不申候はゞ、達御聽可申候。身

上危く可有之旨申遣候所、たとひ御改易に罷成候ても、檢使は難受よし申切候。その時執政相會し穿議區々にして、兎角今枝信齋老人の事にも候間、内談可然とて此時隱居に菊池是空を便にし、此事如何可有之候や、御聽に達し御下知にても可有之候やと申聞候所、是空には如何被存候やと眞齋相尋候。是空何とも難辨候に付、使に參候よし申候。

その時眞齋申候は、か様の儀に御國法と申すに泥み被申候故、六敷罷成候。外は不存拙子身のうへにて、妻同前に存候妾の自害仕候を、御大法とて檢使被越候へばとて、爲見可被申候や。是はならぬ事に候。達て御大法を可立と被仕候へば、若狹といへども御暇可申外無之候。左候へばその御大法の立申が能く候や。御法に泥み被申候故、却て御爲あしく、國のさわぎにも罷成候。對州や河内などは不學故、か様の變に應じ申事は難成も其通に候。因州には合點の可有之事と存候。如何被存候やと被申候所、是空感服にて、其段被申述候。檢使相止み無事に罷成候。對州は前田野馬、因州は奥村因幡。

愚謂。無法の國政は、本より以て國を不可治。又法に泥むは却て無法の障なきにしかず。法の弊の害をなす事最

多し。只政は人を得にあり。其人にあらざれば、大學中庸を語記すとも用を不成。而るを況や目に文字を不識、心經術を不存、徒法を頼つて國家の事變に應ぜんと欲する者をや。文武の道布て方策にあり。其人存すれば其政舉り、其人亡すれば其政息むと。信なるかな此言や。寺西話

一、多賀隼人・關屋雲八喧嘩の御成敗

多賀隼人・關屋雲八兩人、御城中御次に喧嘩仕出候所、雙方とも御宥免を以て流刑に被仰付候。其砌前田三左衛門、小松御城代にて小松に罷在、此事承り、急速金澤へ罷越し直に登城、存寄被申述候は、兩人の者御城中殊に御近習を不憚、私の遺恨を以て及喧嘩候。御大法の通り兩成敗たるべき所、兩人手疵迄の儀に付、御宥免を以て流刑に被遊候儀、御慈悲ながら不可然事に存候。御側近く罷在候ものゝ慎みにも罷成候。達て腹を切らせられ候様に仕度の旨被申上候。例も三左衛門登城に候へば、必ず御逢被遊候へども、其節御氣色御不快にて御逢不被遊候。兩人流刑の儀も、彌々被仰渡候通に罷成候。三左衛門は御城より、直に今枝民部宅へ立寄、御わかき殿へ御異見も不申上、右兩人に切腹

いたさせ得不申儀は、沙汰の限に候。其方をば近頃見限申候とて、又直に小松へ罷歸申候。毎月朔望には金澤へ登城の所、此後久々病氣のよしにて登城無之候。數月を経て御鷹野の節、御拳の驚を御使番青木主計を以て小松迄被遣、三左衛門へ被下候。其御禮に登城にて候。同上

愚評。謹謂此舉君臣共に美也といふべし。兩豎幸に傷殺の者なければ、兩成敗の法に於て妨なし。生を全うして流刑に處せらるゝ事、誠に我公君人の度ありといふべし。三左衛門直之は貴戚の大官なり。公の御壯年の頃ゆゑ、深嚴の地、他豎の懲愆せん事を欲して、必二豎を法に致さんと請ふ。大臣の體を得とすべし。其他の巨細は必しも不可論矣。

一、鳩巢先生雙瓜の一絶

高山喜一郎自號松風寒。其家に山田道安が畫ける墨瓜之掛軸あり。先人の遺愛にて、別て装飾し敬存する事久し。今茲鳩巢先生へ讚辭を懇望せり。一日先生一絶を題し、某へ依頼して喜一郎へ傳致すべきのよしを仰す。其詩に曰。

寫出雙瓜席上珍。 當時手澤尙思親。